

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和5年5月19日
- 2 開会年月日、時間 令和5年5月29日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町役場 第1会議室
- 4 委員総数 15名
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
・農業委員 7名
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭
小林 広幸 牧 けい子
・農地利用最適化推進委員 6名
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男
関谷 正治
- 6 欠席委員 2名
小林 茂幸 関口 実夫
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 荒井 俊博 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項
議案 第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第6号 農用地利用集積計画の決定について
議案 第7号 令和4年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況
の点検・評価
報告 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告 第4号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について
- 10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名、出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今より5月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、7番小林広幸委員、8番牧けい子委員の両名をお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、1 番小林委員より説明願います。

1 番小林委員：地図は 1 ページと 2 ページです。1 ページの方は小布施橋を渡ってクリーンピア千曲の南側、2 ページにある方は大島の住宅地の北側にあります。

譲渡人と譲受人の関係は義理の親子で、譲受人がお婿さんということで、数年前から一緒に農業をされています。それで今回、生前贈与の申請ということになっています。

作付けはリンゴとブドウで、それを引き続き耕作するということです。農機具については SS1 台、軽トラック 1 台、乗用草刈り 1 台、トラクター 1 台です。距離は、いずれも自宅のすぐ裏と、小布施橋を渡ってすぐの、車で 10 分ぐらいの所です。労力は、ご両親と本人 3 人で年間行う、ということです。

特に問題ないと思いますが、よろしくお願い致します。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 1 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 1 は許可とします。続いて、番号 2 について、15 番関谷委員より説明願います。

15 番関谷委員：地図は 3 ページをご覧ください。貸付人は県外在住の方で、借受人は水上にお住まいの方です。申請地は雁田の交差点を高山方面に向かって水上の町営住宅の入口を北に入って奥に進んでいくと、地図上は平面ですけど緩い坂を下って行って 100m ぐらいの所です。

申請者の自宅はこの接道を挟んだ向かいの場所になります。

作付けは施設栽培の葉物野菜になります。労力は本人と妻の 2 名になります。経緯ですが、借受人は長野市出身の方で、長野市内で 6 年ぐらい前から畑をやって、昨年からは田んぼで米も作っています。また、借受人はこの場所に 28 年ぐらい前から住宅を持っていますが、その当時からこの申請地は雑木林の状態です。耕作されていない土地で、3m 以上の栗の木が何本もあったそうです。

県外にいる貸付人には、この土地の近くにお住まいの親族がいらっしゃるため、借受人はそのご親族と交渉をして貸してもらえることになりました。

現在は、全体ではないですけど栗の木を伐採されてきれいな更地になっています。ただ、この土地には灌水が引かれていまして、今回施設を設置したい位置と一部重なってしまうということで、畑かんを今の位置から避けて繋げる工事をするとおっしゃっています。

この案件は、報告議案第 4 号の番号 1 で、事務局の方からまた説明があると思います。

以上です、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：質問等ございましたらお願いします。

12 番桐原委員：申請理由にある新農業用設備栽培実験と書いてあるのは、どんなことでしょうか。

15 番関谷委員：これは現在、国連が推奨している循環型の有機農業で生産性と持続可能性を両立することができる設備です。簡単に言うと、下の水槽で魚を養殖し、その糞と水を利用して植物を育て、水を綺麗な状態にしてまた水槽に戻すということで、今までの水耕栽培と比べて9割ぐらい水を削減できるとお聞きしました。

この栽培の内容はまだ研究の段階で、申請者は5年ぐらい前から調査と研究は始めていたのですが、実際に申請地を使えるということになって、しばらく実地研究して、どんな魚を育てるのか、どんな葉物を栽培するのか、といったことを実験しながらとりあえず5年間やってみるのだということです。

事務局：事務局で申請書受付前に伺ったこととしては、ただ今の説明のような設備がユニットになったものを持ってきて置く、というようなイメージです。この設備自体はそのように設置をするのですが、その周りに色々な備品や設備が必要になってくるので、それらが一体で収まるようにビニールハウスを建てるということで、このあと報告議案で説明します、小規模農業用施設の届出の添付書類の図面を見ていただくと、ビニールハウスの縦横がわかる配置図があるのですが、その中にそのユニットを収める形で置いておく、ということになるそうです。

たまたまある報道番組でお知らせされていたのを見かけましたが、けっこう話題性が高いのか、非常に先進的な水耕栽培の設備として取り上げられていました。関谷委員さんがおっしゃった通り、その床の下で食用か観賞用かの魚を飼育してその魚の排泄物を堆肥にするというもので、使用する水は循環して戻ってくるのだそうです。葉物野菜は、普段イメージするようなガラスハウスなどでやっているように横に並べて育てるのではなくて、柱のような形のところに縦に入る穴があって葉っぱはそこから生えてくる感じです。

審議のために付け加えますが、農地法第3条の許可要件としては皆さんご存知の通り全部効率利用要件があります。そこからすると、正直申しまして、露地栽培ではないだけに、しかも高さを設けて栽培されるものなので、全筆773㎡借りても、余さず耕作するかという作付けする面積は図面のハウス内に完全に収まっているということでもあります。当然、借受人はきれいに土地の管理はされますが、これに対して許可を出すかどうかについてもご審議いただければと思います。

12 番桐原委員：野菜も一緒に作るということなんですよ。私はテレビで山の中で魚を育てるといのは見たことがありますが、初めて見たもので、それはやっぱり水を循環させて、魚を育てながら同時に野菜も作れるというものでした。

議長：他にご意見等ございますか。

4 番平松委員：全部効率利用要件についてですが、全面積を栽培に使うわけではないの話でしたが、管理はされるのですか。

事務局：はい、そうです。申請地が町道を挟むだけで自宅の目の前ということで本当に庭扱いできる立地になっていますので、現実的に考えて奥様と2人で管理をされていくには、他の要素については、私は申し分ないと考えております。

8 番牧委員：元々この方は農業をされているのでしょうか。

15 番関谷委員：長野市内の畑でネギを作られているそうです。それと、田んぼは昨年から

始めたそうです。

事務局：この申請地は自宅の目の前であるし妻と 2 人でも実験規模だからやれるだろうという見込みなのです。

15 番関谷委員：ここで良い成果が出れば、他の場所を使える場所を探して展開していくとおっしゃっています。

13 番鶴田委員：議案書には現在の耕作面積が書かれていませんが。

事務局：それは全て小布施町の外にあるためです。

申請前の相談段階で私が聞いた話ですと、松代の河川敷内にネギ畑などがあります。水田の話は今日初めて伺いました。

議案書は、町内の耕作面積しか記載されないの、ここではゼロということになります。

議長：他にはご意見等よろしいでしょうか。

—質問—

議長：他に質問が無ければ番号 2 は許可相当と考えますがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 2 は許可とします。続いて、番号 3 について、15 番関谷委員より説明願います。

15 番関谷委員：地図は 4 ページをご覧ください。

譲渡人は県外在住の方で、譲受人は雁田にお住まいの方です。申請地は県道中野小布施線から東に 100m 入った所で、作付けは米です。自宅からは道沿いで 1.3km で、5 分以内で行ける状況です。

譲受人の方は今、米とリンゴとブドウを作っています。申請地の隣の田んぼが譲受人が所有の田んぼになっています。労力は本人のみですが、手伝いの方をお願いしているとのことです。農機具は、軽トラ、乗用草刈機、SS 等をお持ちです。

今回の経緯ですが、譲渡人は県外に在住ですが、昔は雁田に住んでいた方で、対象の水田は譲受人の父親が生きていた時代からこの土地を借り受けて米を作っていました。今回譲渡人が高齢、かつ、遠方にて耕作できないということで、譲渡人から所有権の移転の話があり、これを譲受人の方が引き受けた、というものです。

先日現地を見に行きましたら、稲が植わっていました。

以上のことから問題なく米作りができると考えますのでご審議をよろしく願います。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 3 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 3 は許可とします。続いて、番号 4 について、事務局より説明願います。

事務局：この案件の説明は 6 番小林茂幸委員さんに依頼しておりましたが、お休みのため、代わりに私の方から説明させていただきます。

地図の資料は 6 ページをお願い致します。申請地は六川沖の JA ライスセンターからくだもの街道を南に進んだところの西側です。

譲渡人は羽場、譲受人は松の実にお住まいです。譲渡人はお勤めをされていて、日頃は農業ができないということで、出し手として町農地バンクに登録していました。譲受人は、昨年定年になりお勤め先を退職されたところで、所有農地も少しあることから、これから第 2 の人生でもう少し農業をやろうかと考え、受け手として町農地バンクに登録していました。そこで、町農地バンク事業の仲介で話がまとまったというものです。

現在の譲受人の所有農地は 1,322 m²と記載されていますが、これは 1 筆で、今回の申請地の場所から 2 筆だけ挟んで南にあり、条件がわりと良いと考えて依頼したということでした。

いずれも地目は田となっていますが、畑地利用されたいとの考えで作付けは野菜になっています。計画では、ここで生産されるものは自家用ですが、後々は売りに出したりできるようにしたいと考えています。

お持ちの農機具は、軽トラック 1 台、トラクター 1 台、耕耘機 2 台といった状況で、防除については SS や大型の動噴は持っていらっしやらず、背負いタイプの噴霧器で当面は対応していきます。労力は本人と妻の 2 名体制です。本人の農作業歴は 1 年、妻も同様とのことです。自宅は町内でトラックで移動できるため、通作には問題ないと思われれます。

現地は、野菜作りのため、現在は耕起のみ済んでいる状況とのことです。

以上、ご審議をお願い致します。

議長：質問等ございましたら願います。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 4 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 4 は許可とします。続いて、番号 5 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 2 ページをご覧ください。申請地は、飯田の農免道路を側道に向かって行った所の南側の区域内です。

貸付人は以前大島にお住まいだった方です。借受人は須坂市の住所になっていますが、現在は六川に生活実態がある方です。

貸付人はご高齢で入所されているため耕作することができず、以前は別の方に使ってもらっていたそうですが、ここ 1 年ぐらいは放棄されて果樹が傷んできていた状況でした。一方、借受人はこれまで須坂市内の里親農家さんのもとで農業の経験を積み、須坂市の新規就農者として今年 4 月に独立したばかりで、今後は小布施町内で営農規模を拡大してい

くご意向です。今回は、借受人が実質的に小布施町内で暮らしているなかで、その里親農家さんと貸付人が知人同士だということで紹介を受け、賃借契約の話がまとまった、というものです。

借受人の現在の耕作地は全て須坂市内にあり、申請書によると、その規模は全体で2,971㎡となっています。労力は、現在は基本的に本人1名ですが、繁忙期には知人が1名、単純作業を中心に手伝いに入ることになっていまして、今後はもう2名手伝いを増やそうと考えているとのこと。六川の自宅から申請地までの距離は車で5分程度です。農機具は軽トラック1台を所有していて、その他には、SS、乗用草刈機、トラクター各1台をリースで導入しています。申請地はもともとモモやプルーンなどの果樹園で、それらも引き継ぎつつ、今後は早生ワッサーの栽培を併せてやっていきたいと計画しています。

借受人は就農したばかりで、青年等就農計画の認定を継続し補助金を受給するために、当該計画認定を受けた須坂市から住所を変えていない状況ですが、ご覧の住所も姉の自宅のものであり、これからも小布施町に生活拠点を置き、耕作地を拡大していきたいと考えているところです。

そして、申請地の管理は、契約締結後もこれまでとほぼ同様の耕作を継続する計画であることから、許可後も周辺農地に及ぼす影響は特段なく、問題はないと考えます。

以上です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号5は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号5は許可とします。続いて、番号6について、13番鶴田委員より説明願います。

13番鶴田委員：地図は5ページです。申請地は国道403号の旧北部共撰所から北に行った所で、申請者は付近で食堂も経営している農業法人です。

この法人は県内外でもかなり広く、合計30haぐらいの農地を管理しています。自社開発のボカシ肥を利用して有機減農薬の農業をやって、採れた野菜をここの食堂で使ったり、野菜加工販売をしたりしています。

申請地は法人の食堂のすぐ南側にあります。現在は更地になっていますが、ここでは食堂で使う野菜を作っていきたいと伺いました。

今回の話の経緯としては、貸付人は六川の方ですが、ここで仕事をしていた母親と法人の方とで話した時に借りてほしいと頼まれたそうで、お互いの考えがあって話がまとまったようです。

必要な農機具は今にはここにはないですが、野菜を作るので、動噴を持って来れば大丈夫だろうとのこと。県外ではトラクター、管理機、動噴、トラック等色々揃っていると伺いました。

労働力は通常2、3人程度で、長野の事業所とすれば、40名ぐらいの人員を使っているようで、交替で問題なく耕作できるとのことです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

農地所有適格法人のことについては事務局からお願いします。

事務局：今回の申請に当たりまして法人名での借受けをされたいということで、農地所有適格法人の要件確認を事務局の方で行いまして、要件は全てひと通り満たしているものと判断しております。

この法人は、長野県内で同様に農地所有適格法人の要件を満たしながら借受け、または所有権移転により所有地としている農地を増やし、そうした畑が近隣市町村にありまして、順番に申し上げますが、須坂市、信濃町、栄村、長野市、千曲市、以上の5市町村で既に借受け、または所有をしているとのことでした。

以上です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号6は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号6は許可とします。続いて、番号7について、事務局より説明願います。

事務局：地図は6ページをご覧ください。申請地は、JAライスセンターの南側の区域内で、くだもの街道の東側に位置しています。

譲渡人は矢島の方、譲受人は国内各地で農産物を生産する法人の事業主で、自宅は議案書に記載のとおり県外にあります。

譲渡人はご病気のため耕作することができず、申請地は、昨年度の農地利用状況調査で遊休農地として判定され、その際に町農地バンクに登録をしました。一方、譲受人は農業法人で、今後さらに事業規模を拡大し上場を目標に運営しています。目標どおり上場できた場合に農地所有適格法人ではいられなくなるため、事業主の個人名による申請となっています。

今回は、町農地バンク担当者より、申請地近隣で集約的に営農しているこの方に依頼をし、譲受人側にも経営拡大の意思があるため、売買契約の話がまとまったものです。

譲受人側の法人の状況について説明します。所有農地は、長野県のほか山梨県、三重県その他複数の都道府県にあり、各地でその土地に適した農産物を生産したり、生産物を加工販売したりしています。このうち、長野県内富士見町に本社があり、キノコ栽培施設やカット野菜工場などが、飯山市、中野市、富士見町にあります。法人設立は8年前、従業員規模はおととの時点で正社員45名、パートと研修生が60名、計100名以上という状況です。

現在の耕作規模は小布施町内のみでは全体で約2町歩あり、そこではブドウを栽培しています。営農については、実際のところ申請者本人ではなく社員が労力になっていて、この申請地における労力は、中野市内にあるキノコ生産工場に勤務する社員が既存の耕作地と一体で利用するため、年間300日通う予定でいます。基本的には社員4人体制です。中野市の拠点から申請地までの距離は約3.6kmあり、車で10分程度とのことでした。農機具は、軽トラック4台、SS1台、乗用草刈機2台、トラクター1台を所有しています。申請地は遊休農地であったことから、この話がまとまってからは譲渡人のご親族が譲渡の準備のために除草をして、今ではきれいになっています。今後は、既存のブドウ畑を地続きに拡大していく計画です。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長：質問等ございましたらお願いします。

8 番牧委員：この辺の土地でブドウを栽培して、育つのでしょうか。

13 番鶴田委員：今のところちょっとずつ棚を建てていますよね。それと、トラクターが置いてあったりします。

事務局：ここは北隣に土地改良区の設備があって、その、さらに 1 筆分北隣にも所有地があります。そこから東奥に向かって議案書記載の面積の耕作地が広がっています。

12 番桐原委員：昨年も 1 回審議しましたよね。チャレンジするべきだからあんまり反対しない、と。

13 番鶴田委員：昨年の農地パトロールの時には、資材を置いてある所の周りが全然草刈りされていなくて埋もれていて、来年どうなっているだろうか、と話しましたね。
その辺りの管理は、年間通してうまく綺麗にしてくれれば、と思います。

事務局：昨年、雪が降る前ぐらいの季節に別の用事で近くの畑に行ったついでに見たら、赤い色のブドウがボロボロと、脱粒したようなものがいっぱいひと所にまとめて捨ててあって、何か一生懸命やった形跡はありました。

13 番鶴田委員：今年は春にだいぶ凍害に遭っていると思うので、これからどうなるか。3、4 年はちょっと厳しい状態かな、と思います。

事務局：申請地が栽培する作物の適地であるかどうかという疑問が、実際、自分で食べるだけでなく普通に売りに出せるようなブドウができるのかという意味だとしたら、審議としてはちょっと厳しいかと思いますが。

議長：他に質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 7 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 7 は許可とします。

議長：次に、議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 7 ページをご覧ください。申請地は、町立つすみ保育園の西隣になります。

譲渡人は松村の方、譲受人は小布施町です。転用目的は駐車場、転用面積は 240 m²です。

添付資料にある許可申請書写しの 3 欄に記載のとおり、未満児保育の需要増に伴い園児が増加し、それにより自家用車で送迎する保護者が増加して、現状の駐車場では面積不足となっており、町教育委員会としては敷地を拡張して対応したいと考えているものです。

配置図の方をご覧くださいますと、申請地では斜線がかかった部分を駐車スペースとし、10 台分のマスを確保する計画になっていることが分かります。

既存の敷地以外に隣接している土地の状況としては、北が宅地、西が公道、南が宅地、東は雑種地となっていますので、申請書の 6 欄に記載のとおり隣接する農地はなく、最も近い所でも西側隣接のくだもの街道の向こう側になります。また、アスファルト舗装はせず碎石敷きとする計画であり、雨水は地下浸透処理されますので、排水について問題となることはないとし、付近の営農における影響は無いと考えています。

農地区分は第 2 種農地に該当しますが、不許可の例外にある既存施設の拡張として許可相当であると思われま

す。転用事業の確実性について、資金は小布施町の令和 5 年度予算書により確認しております。また、申請地は本転用事業を予定して、本年 5 月 12 日付で農業振興地域整備計画より除外を済ませております。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長：質問等ございましたらお願いします。

13 番鶴田委員：農業委員会の意見として言う内容ではないかもしれないですけど、くだもの街道に左折も右折もできるとなると、元々付近の小売店のお客の出入りで渋滞が発生しやすくなっているところに、さらに渋滞が起きやすくなるということになると思うので、農振除外の時に同じ意見を出したはずですが、変更していないということでしょうか。

12 番桐原委員：右折するのを禁止するだけでも違うと思います。実際に、付近の小売店の出入口で標識を倒す事故を起こした人もいますので、渋滞の可能性も高まりますけど、そのことよりも今より危険になると思います。

議長：農地法上ではそれは何もできないと思います。

12 番桐原委員：住んでいる者としての検討要望ということで、伝えていただくようお願い致します。

議長：他に質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：ないようなので、では、交通安全対策、渋滞対策を考慮するという要望意見を付けて、この案件については異議なし、としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は条件付きで異議なしとします。

議長：次に、議案第 6 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号 1 について、11 番本間委員より説明願います。

11 番本間委員：地図は 8 ページをご覧ください。桃源荘から南に、県道に向かって 100m くらい進んだ場所になります。

申請地は現在、ハウスになっております。その申請地のすぐ南側に、貸付人の方の所有地で同じようにハウスがあって、現在ブドウが栽培されております。

この経緯については、貸付人は林の方ですが、昨年お父様が亡くなられて、手が回らないということで、借受人に対して借りてくれないかと相談がありまして、話が進んでいたのですが、相続の関係手続がこのたび終わったので、ここで正式契約ということで、本件の申請になりました。

作付けは先ほど申し上げました通り前々からブドウ栽培が行われており、そのままブドウを継続して作ります。農機具について、借受人は認定農業者ですので全て充足しています。労働力についても、夫婦の他、研修生、アルバイトと、繁忙期では常に補充しながらやっております。

見ていただくと分かりますが、面積のところ、一部借りない部分がございます。これはどういうことかと申しますと、このハウスでは道路に接する部分にボイラーの設備機器が入っておりまして、それは借受人は使わないということなので、その部分だけ除外した状態になっております。

借受人の自宅からの距離は 1 km 以内で、車でも 5 分以内に通える距離ですので、全く問題ないと思います。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願い致します。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。

議長：次に、議案第 7 号、令和 4 年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：この議案では、昨年度、各委員が取り組んできた最適化活動について、国の通達に基づき、農業委員会として点検・評価を行います。

それでは、事務局より進行について説明をお願い致します。

事務局：議案書には、それぞれの委員さんごとに、1 の(1)として最適化活動の実施状況、(2)に「成果目標の達成状況」と「自己の点検・評価」の欄にコメントを記載してあります。

そして、一番下の 2 「農業委員会による点検・評価」の欄ですが、ここでは、まず左側の「全体としての評語」の欄について、本日配布しました別紙「目標の達成状況の標語の

適用方法」という書類に記載の国の基準に基づいて活動内容を点数化し、その点数に応じた評語を記載することになっていまして、この後の説明の中でおひとり分ずつ、例えば、「25点以上、目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」といった表現で、表1に示されている合計点とその標語を申し上げます。そして議決後に、決定した内容を事務局の方で記載させていただきます。

また、その右側の「総会で出された意見」の欄には、本総会での意見を必要に応じて記載するようになっていきます。

本日は時間も限られておりますので、各ページについて私から簡単に説明し、ご意見をいただく形で進めさせていただきたいと考えております。

この点検・評価表は、今月末を目処に委員さんへフィードバックすることとされておりますので、議決後に完成したものを後日手配致します。

説明は以上です。

議長：審議の進行については以上説明があった通りで、この資料に基づいて一括して事務局より説明、紹介をしていただいて、それについて意見があったら出していただくということになっておりますが、また後の協議会でも十分時間をかけて協議したいと考えておりますので、よろしく審議をお願い致します。

よろしいでしょうか。

—質問—

議長：質問がなければ、資料の順に事務局より、全員分一括して、紹介、説明をお願いします。

事務局：それではページ番号順に参ります。説明の前に断っておきませんが、これは皆さんから1年分ご提出いただきました活動記録の取りまとめ表となっております。

まず、1番小林春代委員さんです。小林さんにつきましては、(1)活動日数といたしまして各月ご覧の通りの活動日数となっております。その合計が年間14日となっておりますので、毎月の平均値としては平均1.2日ということになります。これを配布した表で見ると、1.2日というのは、表2(2)活動日数目標というところに①②とありますけれども、こちらに月当りの最適化活動の日数(年間平均)とありますが、こちらの最低ラインが6日から7日で4点、ということになっておりますので、平均1.2日というのは、その上の①月当たりの最適化活動を行う日数目標に対する達成状況、こちらの「目標を下回った」というところにある「2点」ということになります。次に、(2)として農地集積こちらの目標は年間4haということにしておりまして、それを15人分で割った数値を記載しております。目標は約2700㎡になりますので、0.27ha、これに対して実績は、これも15人全員で均等割をして0.10haということでしたので、表2(1)①農地の集積達成率は110%以上となり、こちらは「4点」ということで、2点+4点の合計6点ということになりまして、表1の方を見ますと、15点未満の「目標を下回る結果となった」というものが該当します。

ということではありますけれども、まず、小林委員さんにおかれましては、団体推薦ということで地区の住民の方からの相談というの、どうしてもなかなか来ない中でのお仕事ということでありました。その中でも自分でやるべきことというのもしっかりお考えいただきまして、ご覧の通りその議案書に記載の(2)②自己の点検・評価というところに記載の通り、目標を下回ったものの見回り活動などを行っていただきまして、遊休農地が発生していないかどうかを中心に耕作地も含め、しっかり確認を日頃から行っていただいたと思います。

次に、2番三田和彦委員さんです。活動日数は同様に記載後取りまとめさせていただきます

して合計年間 20 日、年平均 1.7 日ということで、こちらは 2 点。次に(2)成果目標は、こちらは皆さん同じですので 4 点ということで 2 点+4 点の合計 6 点ということです。評語としては小林さんと同じ 15 点未満ということで、「目標を下回る結果となった」となります。三田委員さんにおかれましては自己所有地へ通われる途中に荒れた所や悪い変化が起こっている土地がないかどうかという点について確認していただいた記録をたくさん拝見致しました。ただ、農地パトロールで見えていただいた場所と巡回した場所が異なるということでしたが、農地の見守り活動は本数が多く、でも、そういったことがどうしても活動日数のところを得点化するせいでもどうしても結果として現れていないように見えますけれども一生懸命やっていたかと思っております。

次に、3 番岩崎委員さんです。同じように活動日数を合計しまして年間計 23 日、月平均 1.9 日ということになります。こちらも得点は 2 点、農地集積は 4 点ということで、合計 6 点、15 点未満で、評語は「目標を下回る結果となった」となります。岩崎さんにおかれましては、やはり日頃の見回り活動を意識的に行い、遊休農地などが発生していないかどうかというのを中心に現地確認を行っていただいた回数が多かったです。また、成果実績の方の欄にも記載しておりますけれども、受け手となってくれそうな農業者の方を訪問したりという記録もあったのですがそれに対しての結果というのが結びつかないこともあったようですけれども、その現地への対処ということに関して、私ですとか他の委員さんとも相談して進めていただいていたことも知っていますし、来年度はまたそういったところの成果も出てくれば良いなというふうに感じております。

次に、4 番平松幸明委員さんです。活動日数は年間計 16 日、平均月 1.3 日ということでこちらも 2 点で、農地集積は 4 点、計 6 点の 15 点未満となりますので、「目標を下回る結果となった」となります。とはいえ、やはり日頃の農地の見回り活動を行い、遊休農地が発生していないかを中心に耕作地も含め確認を行っていただきました。来年度につきましては、昨年度の色々な話が途中で、4 年度で終わっていない件もあったと思うんですけれども、特にそういった話が解決するように動けばいいなと思うのと、実際そこに伴う成果というものが出来ればいいなと思います。

所有者などに働きかけ、というのは林地区には畑を持っている方がたくさんいらっしゃいますので、ただし、林に限らず広い範囲からのマッチングを町の農地バンクなどとしてもお手伝いできればいいなと思います。

次に、5 番島津忠昭委員さんです。年間合計 34 日、月平均が 2.8 日となります。こちらも得点は 2 点、集積面積が 4 点、計 6 点ということになります。島津会長さんにおかれましては切次など、事務局としても長年荒れていたりして気になっている区域を中心に自ら除草作業をしていただくなど、具体的な活動をたくさん行っていただいた印象があります。また、町単独で昨年度から始めました荒廃農地再生対策事業交付金の利用に繋げていただいた部分もありまして、会長さん自ら、こういった新しい事業や力を入れていくべき遊休農地対策に、先陣を切って取り組んでいただいたかと思っております。来年度もぜひよろしく願いいたします。

評語は、得点が非常にハードルが高いので 15 点未満となりまして「目標を下回る結果となった」となります。

次に、6 番小林茂幸委員さんです。6 番小林さんは 1 月からということですので、1、2、3 月のみの記載になっていまして、合計 8 日、月平均 2.7 日ということになります。得点が 2 点、農地集積については 4 点ということで、評語は 15 点未満、「目標を下回る結果となった」となります。小林さんについては、やはり補欠で出ていただいたということであり、仕事や活動の内容もなかなか見えてこない中で一生懸命やっていたかと思っております。

主に見回り活動を中心に行っていただきましたが、令和 5 年度もぜひ続けていただき、今度は成果に結びつく活動ができれば良いなというふうに思っております。

次に、7 番小林広幸委員さんです。活動日数が年間計 23 日、月平均 1.9 日ということでこちらは得点が 2 点。集積に関しては 4 点ということで、6 点これも 15 点未満で、評語は「目標を下回る結果となった」となります。小林委員さんにおかれましては、1 月中は集積に関しまして、貸し手や借り手からの聞き取りなどを行っていただいた件があり、また、情報提供だけでなく書類作成の支援なども地域内で行っていただいたようです。そして、そういったことで実際に契約に繋がった件もあり、よかったですと思います。見回り活動については、北岡や羽場はたくさんの農地が存在する地域になりますので見回り活動は今後も続けていただきまして、少し荒れてきたり悪い変化が見られるような土地の所有者の状況を把握するなど、ぜひ地域内での声がけですとか貸借の話の掘り起こしなどに繋げていただきたいなというふうに思います。

次に、8 番牧けい子委員さんです。年間活動日数が 12 日、月平均 1.0 日ということで 2 点、集積が 4 点ということで、計 6 件、15 年未満となって評語は「目標を下回る結果となった」となります。女性の団体の集まりですとか町内で開催される農地利用に関わるワークショップに参加をしていただきまして、そういった場において意見なども出していただいていたかと思います。農地の調整につきましては担当地区内で利用意向調査の時に相談が伴うこともありまして、盛んに情報提供や相談をして、事務局と連絡取り合った時もありましたし、ただやっぱりこういった決められたルールの中での点検評価ということになると、どうしてもこの高く据えられているハードルがなかなか越えられないという現状がありますので、やっぱり結果が出るような話が出てくれば良いな、どうのと、やはり、農地の調整の話の掘り起こしというものは会としての全体の課題でもあるのですが、町農地バンクにはどうしても限られた話しかありませんので、ぜひ団体の推薦の委員さんという立場ではあるんですけども、町役場よりは情報をたくさんお持ちであるかと思っておりますので、そういったところを活かして、今後もよろしくをお願いします。

次に、9 番関口実夫委員さんです。活動日数が年間計 12 日、月平均 1.0 日で 2 点、集積面積は 4 点となりまして、同じく 6 点で計 15 点未満ですので、「目標を下回る結果となった」という標語になります。関口委員さんにつきましては、農地パトロールでは 3 班で回られたところを中心に日頃のお仕事のついでという感じで、遊休農地になったようなところの経過を追ったりとか、そういったパトロールをしていただいています。あとは、農業委員としてというよりも、書士として本業においてお客様から受ける土地の相談などもある中で、そこに農業委員としての知識を活かした案内ができたということもあり、あまり実際の案件としては、表面に上がってこないものもたくさんあるのですが、ご活躍いただいています。

将来的には、売買とか貸借に結びついていく可能性もありますので、特に相続登記ですとかそういった日頃のお仕事に農地に関わるような部分から、せっかくお勤めになっているわけですので、残り 1 年、積極的に現場の巡回などを続けていただいたり、その現場活動というものもできる限り行っていただければ、日数も増えてくるかなと思います。

次に、10 番浅岡久志委員さんです。活動日数が計 49 日、年間平均 4.1 日となっています。本当によくご活動いただいたにも関わらず、この表に当てはめるとどうしても皆さんと同じ 2 点ということになってしまいます。そして集積が 4 点、合計 6 点で 15 点未満なので、評語は「目標を下回る結果となった」となります。日頃は農地の見回り活動を多めに行って、遊休農地の発生の有無などを中心に確認を行っていただきました。また、利用意向調査では該当する遊休農地所有者をたくさん抱える押羽地区にいらっしゃって、調査の説明

や書類の配布回収など時間をかけて丁寧に行っていたかと思えます。来年度ですが、北部ということでどうしても農地の所有者がたくさんいらっしゃるために、確率的にどうしても遊休農地所有者が多くなってきているような地域柄もありますので、ぜひ、日頃の活動がその貸し借りとか、売買とか遊休農地の解消に繋がるような話にできればいいなと思えます。本当に回数、日数は多めに動いていただいているのは大変ありがたいことですので今後もよろしく願いいたします。

次に、11番本間広之委員さんです。活動日数が年間59日、月平均4.9日ということです。本間委員さんにおかれましても非常にたくさん業務に取り組んでいただいておりますが、浅岡さん同様、やはりこの非常に高いハードルが設定されている中で2点ということになります。集積が4点、計6点で「目標を下回る結果となった」となります。本間さんにつきましては飯田地区内での契約を取り付けるところの支援を行い、本間さんご自身が農地法や基盤法に対しての学習というのは非常に一生懸命していただいております、そのおかげもあって、契約まで取り付けられるような具体的な相談が本間さんの方に行っているという印象があります。実際に新規契約に繋がった件もありますので、引き続き同様の活動を行っていただきまして、農地の調整や集積に話を繋げていけるように今後もよろしく願いいたします。

次に、12番桐原幹男委員さんです。活動日数は全35日、月平均2.9日ということです。桐原さんにおかれましてもたくさん動いていただきましたが、やはり2点ということです、次に集積が4点、計6点の15点未満となり、評語は「目標を下回る結果となった」となります。桐原さんは日頃の農地の見回り活動を意識的に行っていただいております、現地確認を繰り返すことによって荒れてきたり気になる所もたくさん見つけていただいたようなんですが、実際にそれが契約などの結果に結びついたものは、なかなかすぐに出るとは限りませんので仕方がないと思うのですけれども、あまりなかったということです。ただ、続けていけば何らかの形になるものは絶対出てくると思えますので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、13番鶴田修一委員さんです。年間活動日数は年25日、月平均2.1日となります。こちらの得点が2点、集積が4点で、計6点、15点未満となり、評語は「目標を下回る結果となった」となります。鶴田委員さんも日頃の農地の見回りを行っていただきました。また、矢島を中心とした地区内、担当地区内において会合の場で、遊休農地の発生防止と解消についての話をしていたり、あとは大学との官学協働の中で農住混在の地域における営農上の問題についての取り組みを先行して都住のエリアでは行っていますが、その活動の中で主導するお立場になっていただいております。将来のため地区でその土地利用関連の懇談会を設けて解決法を皆で考えていく、というような場にもご出席いただきました。ありがとうございました。

農業委員会の審議と決定に係る案件には直接結びついた活動はあまりなかったと思えますけれども、日頃の見回り活動は欠かさず行っていただきまして、見守るべき農地の場所などは積極的に把握していただいたものと思えます。令和5年度もよろしく願いいたします。

次に14番金井和男委員さんです。年間活動日数は18日、月平均1.5日となります。こちらの得点が2点、集積が4点、ということで同じく計6点となり、評語は15点未満、「目標を下回る結果となった」となります。金井さんがお住まいの山王島の地域から遠い区域にまで足を伸ばして見回り活動を行っていただいた記録がありました。遊休農地が発生していないか、また、違反転用の現場確認などもしていただいたり、といったことで、気づいたことは記録簿や口頭での報告を事務局にいただいたりして、ということで一生懸命活

動いただいたなと思います。また、成果実績の方に記載していますが、担当地区の中で一人暮らしの方が亡くなった際や、遠方の親族の相続に関する相談など、貸し借りの契約にまで話を進めることができました。ありがとうございます。

見回り活動からは特段の成果は、私の方でちょっと気づけなかったのですが、日頃から農地のことで困っている方のために、今年度も活動の幅をぜひ広げていただければ嬉しいです。

次に、15番関谷正治委員さんです。年間活動日数が21日、月平均1.75日となります。こちら得点が2点、集積に関する得点が4点で計6点です。同じく15点未満ということで、評語は「目標を下回る結果となった」となります。関谷さんのお住まいの雁田地区は有害鳥獣対策を盛んに行う必要があり、そういった対策も、言ってみれば遊休農地対策にも当然繋がることでありますので、そういったカウントをしています。その流れで日頃からそういった獣害対策を兼ねた農地の見回り活動というのを中心に行っていただいています。貸借契約につきましては委員さんに相談を持っていくことが雁田では盛んにされているのでしょうか、現況と台帳との情報の突合ですとか、また、法律の学習なども一生懸命やっていたりして、その様々な指導を地区内で行っていただいています。その中で成果実績に記載しておりますとおりの新規案件に繋がった件もあり、また、今年度につきましても、ぜひ同様の活動を続けていただきまして、農地の調整や集積に繋げていただければ嬉しいです。

以上となります。よろしく申し上げます。

議長：ただ今の説明について、質問や意見等ございましたらお願いします。

—意見・質問等—

議長：ご意見等ないようですので、ここで採決致します。令和4年度最適化活動について、ただ今委員毎に説明のあった内容で取りまとめてよろしいでしょうか。また、「総会における意見」の欄については、意見が出ませんでしたので、コロナ禍や資材高騰など厳しい環境の中でもしっかり活動いただいた旨を記載するというところでよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、提案どおり了承、決定されました。

農地利用の最適化活動については、今後の活動展開のためにも後段の協議会において参考になる取組を皆で共有したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長：次に、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：地図は9ページをご覧ください。該当地は東町の公会堂からの南東の区域内にあり、市街化区域内になります。

譲渡人は東町の方、譲受人は建設事業者です。売買による所有権移転を伴う転用となるため、法第5条の届出を受け付けました。こちらは合計4区画の宅地造成をする計画です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長：次に、報告第4号、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：こちらは、議案第4号番号2の関連案件です。

地図は3ページをご覧ください。該当地は水上地区にあり、町営住宅から北に入った所です。所有者が県外にお住まいで、届出人がここを借り受けて施設を2棟置き、片方はビニールハウスを建てその中に新しい施設を格納して水耕栽培をします。そしてもう片方はコンテナ倉庫を置いて水耕栽培に必要な資材等を保管するというものです。

転用面積は合計165.5㎡です。2アール未満の農業用施設ですので、農地法施行規則第29条第1号の規定に該当するため、届出で転用できるということになっています。

土地全体に対する施設の配置については、本日配布の資料をご覧ください。施設の設置について、所有者から同意を取り付けていることを同意書にて確認しております。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。続いて、番号2について、事務局より説明願います。

事務局：地図は10ページをご覧ください。該当地は中条の集落を北に出て、県道中野・小布施線沿いの雁中排水処理場へ向かう途中にあります。

転用面積は全体で127.96㎡あり、2アール未満の農業用施設ですので、農地法施行規則第29条第1号の規定に該当するため、届出で転用できるということになっています。

本日配布の配置図をご覧ください。この土地には既存の倉庫がありますが、こちらには従来の農業用機械が保管されていて既にいっぱい状態で、今回届出の倉庫には畑で使うスマート農業用ロボットやドローンといった機械類を格納し、該当地はリング畑になっていますので、ここで実験使用をされたいとのことで、今回、届出を行ったものです。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了致しました。これにて閉会といたします。

閉会（午後 3 時 35 分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和5年5月29日

小布施町農業委員会長

島津 忠昭

議事録署名委員

小林 広幸

議事録署名委員

牧 けい子